

世田谷区特別支援教育推進計画（調整計画：令和4年度～令和5年度）【概要版】

第1章 特別支援教育をめぐる動き

- 平成19年 特別支援教育開始（特殊教育からの転換）
平成24年 中教審「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」報告
平成26年 障害者権利条約発効
第2次教育ビジョン策定（重点事業に位置づけ）
平成27年 世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方策定
平成28年 障害者差別解消法施行（合理的配慮の提供）
世田谷区特別支援教育推進計画（第1期）策定
世田谷区立小学校全校に「特別支援教室」設置
平成30年 世田谷区特別支援教育推進計画（第2期）策定
平成31年 区立中学校28校に「特別支援教室」を設置
令和3年 中教審「令和の日本型学校教育の構築を目指して」報告
「自閉症・情緒障害特別支援学級」開設
区立中学校1校「特別支援教室」開設⇒全校での「特別支援教室」設置が完了
「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」成立

第2章 第2期計画を振り返って

（1）特別支援教育の推進体制における主な取組み内容

- 特別支援教育コーディネーター機能の充実
 - ・小学校における授業代替講師等の配置
- 通常の学級における支援
 - ・学校包括支援員95人配置
(1人1校及び大規模校加配)
 - ・非常勤講師（教科の補充指導）の配置
 - ・学校生活サポーター（旧支援要員）の拡充
- 校外から学校を支援する体制
 - ・教育支援チームの実施
 - ・特別支援教育巡回グループによる支援
- 医療的ケア児への支援
 - ・看護師配置等による医療的ケアの実施

（2）個に応じた教育環境の充実における主な取組み内容

- 小学校「特別支援教室」の運営
 - ・拠点校の増設5校（計25校）
- 中学校「特別支援教室」の導入・運営
 - ・全校導入
- 自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の開設
 - ・小学校2校、中学校1校
- 「GIGAスクール構想」に基づくタブレット端末の整備
 - ・児童・生徒 一人一台

（3）特別支援教育の指導の充実における主な取組み

- 教員研修及び教育研究活動の実施
 - ・夏季教育課題研修など

（4）共生社会に向けた教育の推進における主な取組み内容

- 人権や多様な個性を尊重する教育
 - ・オリンピック・パラリンピック推進校：全校実施

- 交流及び共同学習等の充実
 - ・特別支援学級設置校全校

(5) 総合的な評価

- ・施策体系に基づく総合的な取組みを通じて、個に応じた教育環境の充実、教職員の専門性や障害者理解に関する意識の向上などの成果を上げることができたことから、インクルーシブ教育が一步前進し、学校の包摂性を高めることができました。

(6) 第2期計画から調整計画へ引継ぐ内容

- ①特別支援教育推進体制の充実
- ②教職員の専門性の向上
- ③医療的ケア児及びその家族に対する支援
- ④個に応じた教育環境の充実
- ⑤障害者理解教育の充実

第3章 教育総合センターを拠点とした取組み

- (1) 教育総合センター開設の背景
- (2) 教育総合センターの運営方針
- (3) 教育総合センターの新たな機能
- (4) インクルーシブ教育推進の拠点

- ・今後、教育総合センターをインクルーシブ教育推進の拠点と位置づけ、大学や企業、政策研究部門と連携した教育課題の研究を実施し、それらの成果・普及を通じてインクルーシブ教育を実践する知識やスキルを有する教職員の育成を図ります。
- ・様々な相談に総合的に対応する切れ目のない支援や、専門チームによる支援の充実を図り、子ども一人一人の特性に応じた支援の強化に向け取り組みます。
- ・教育総合センターの活動を通じて得られる専門的な知識や情報を十分に生かすとともに、研究・研修部門と子ども・保護者支援を行う部門が相互に連携し、一体となって取り組むことが重要です。

第4章 計画の位置づけ及び計画期間

- ・特別支援教育推進計画は、「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方」で定めた「考え方」や目指すべき「取組みの方向」の実現に向けた具体的な行動計画です。
- ・本計画は令和4年度から令和5年度までの2年間にわたる、区立小・中学校・幼稚園における事業活動について規定するものです。

第5章 調整計画の内容

(1) 本計画における対象

- ・支援の対象を想定する上で重要な視点は、「障害」があるかないかではなく、その特性によって学校生活上の困難が生じているかどうかということになります。
- ・このことから、本計画では、支援の対象を「障害の特性によって生活上の困難が生じている子ども」とし、本文中においては、「配慮を要する子ども」又は「配慮を要する児童・生徒」と表記しています。

(2) インクルーシブ教育を支える体制の推進

- ・教育ビジョンの3つの基本方針の一つである、「地域とともに子どもを育てる教育の推進」に基づき、進めていくことが特に大切であると考えます。
- ・今後、教育総合センターを拠点とし、誰一人置き去りにされることなく全ての子どもたちが共に学び共に育つインクルーシブ教育の推進に向け、教員の専門性向上と人材育成、専門チームによる支援の強化、教育環境の整備、障害理解教育の推進などに取り組みます。

(3) 調整計画の体系

大項目	中項目	小項目
I 特別支援教育の推進体制の充実	〔1〕 学校（園）における支援体制の充実 〔2〕 切れ目のない一貫した支援	①特別支援教育コーディネーター機能の充実
		①専門チームによる学校支援 【重】【新】【セ】
		②就学前から卒業後までの途切れのない支援
		③医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実【重】【拡】
		④教育に関する相談を総合的に受ける 相談体制の構築 【重】【新】【セ】
		⑤支援情報の引継ぎ、活用促進 【セ】
		⑥関係機関との連携や保護者支援の充実 【セ】
II 個に応じた教育環境の充実	〔3〕 通常の学級における人的支援	①学校包括支援員の配置
		②非常勤講師（教科の補充指導）の配置
		③学校生活サポーターの充実 【重】【拡】
		④大学生ボランティアの充実
III 特別支援教育の指導の充実	〔4〕 特別支援学級における人的支援	⑤幼稚園介助員の充実
		⑥新たな人材の養成 【重】【新】【セ】
		①特別支援学級支援員の配置
IV 共生社会に向けた教育の推進	〔5〕 多様な学びの場や機会の充実	②学校生活サポーターの充実
		③新たな人材の養成（再掲） 【重】【新】【セ】
		①ICTを活用した学びや支援の充実 【重】【拡】【セ】
III 特別支援教育の指導の充実	〔6〕 教員の資質・専門性の向上	②興味・関心事や才能を活かした教育に関する研究・実施
		③特別支援学級等の整備
		①教員研修の実施 【重】【拡】【セ】
		②教育研究活動（教材開発・研究を含む）の実施 【重】【拡】【セ】
IV 共生社会に向けた教育の推進	〔7〕 障害者理解教育の推進	③特別支援学校との連携
		④学識経験者事業の実施
IV 共生社会に向けた教育の推進	〔7〕 障害者理解教育の推進	①人権や多様な個性を尊重する教育
		②交流及び共同学習等の充実

凡例……【重】：重点事業 【新】：新規事業 【拡】：拡充事業 【セ】 教育総合センターの機能

(4) 具体的な取組み内容（主な取組み内容）

凡例……●：重点事業 下線：新規の取組み

I - [1] 特別支援教育コーディネーター機能の充実

- 特別支援教育コーディネーター連絡会を開催し、その資質や専門性の向上に向け取り組みます。
- 特別支援教育コーディネーターが果たすべき役割は重要であるため、特別支援教育コーディネーターの活動しやすい環境づくりに取り組みます。

I - [2] 切れ目のない一貫した支援

- 学校や保護者等から寄せられる相談件数の増加や、相談内容の複雑化・多様化を踏まえ、就学後も専門的な視点で継続的に見守り、子どもや学校を支援する特別支援教育巡回グループなど、専門チームの運営を通じて、学校や児童・生徒、保護者に対する総合的な支援を行います。
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援について、保護者、医療機関及び就学前機関と密接な連携を図るなど、切れ目のない相談体制の充実に向け取り組みます。
- 特別支援教育や不登校、いじめなど様々な相談に対応するとともに、学校や専門チームと連携して多様で複雑な課題が深刻化する前に解決できるよう総合的な相談体制を構築します。
- 教育総合センターの相談部門や支援部門、福祉部門が情報を共有していくことで、配慮が必要な子どもたちがより適切な対応や支援に繋がることができるよう情報共有システムを運用します。

I - [3] [4] 通常の学級及び特別支援学級における人的支援

- 配慮を必要とする児童・生徒の増加により、人的支援のニーズは依然として高い状況にあることから充実を図ります。
- 学校包括支援員及び学校生活サポートに対する研修を実施し、支援の充実に向け取り組みます。
- 支援の担い手となる新たな人材の養成方法について検討し、人材確保の充実を図ります。

II - [5] 多様な学びの場や機会の充実

- 特別支援学級等におけるタブレット端末やアプリを活用した授業事例等のデータベース化、共有により、ICTの活用にかかる教員の指導力の向上を図っていきます。
- 教育DX推進の取り組みに基づき、教育データを利活用して、児童・生徒一人一人の個性や特性に応じた指導に取り組みます。

III - [6] 教員の資質・専門性の向上

- 研修や教育研究活動の実施、特別支援学校のセンター機能の活用を通じて充実を図ります。
- 研修動画や好事例のデータベース化など、ICTを活用した研究及び検討を行います。
- 作業療法士や理学療法士などの学識経験者派遣事業の実施を通じて専門性の向上を図ります。

IV - [7] 障害者理解教育の推進

- 人権教育や道徳教育の成果を生かすとともに、学校の教育活動全体を通して発達段階に応じた指導を実施していきます。
- 交流及び共同学習や副籍交流の充実を図り、相互理解の促進を図ります。